



情報セキュリティガイドライン

＜本ガイドラインの趣旨＞

本ガイドラインは、当社情報セキュリティ管理方針に則り、ISO27001(情報セキュリティマネジメントシステム、以下「ISMS」)の適用範囲における情報資産を保護するための基本的事項を示す。

適用範囲のすべての役職員等及び関係先は、本ガイドラインを理解し実践する。

＜情報セキュリティの目的＞

各適用部所は、お客様からお預かりしている貨物をはじめとする情報資産及びこれに係る管理業務の機密性、完全性及び可用性の確保を最優先課題とし、適切なセキュリティ対策の実施と積極的な管理活動の推進により、お客様の満足と信頼を得ることを最大の目的とする。

具体的には、次の事項を最重要視し、継続的な実施及び改善を図る。

1. お客様との契約に従い、お客様からお預かりしている貨物をはじめとする情報資産及びこれに係る管理業務における取扱情報の内容が、当社の故意又は不注意により、認められた相手先以外に対して開示されることを防ぐこと。
(機密性)
2. お客様との契約に従い、お客様からお預かりしている貨物をはじめとする情報資産及びこれに係る管理業務が正確且つ完全な状態を保つように保護すること。(完全性)
3. お客様との契約に従い、お客様が必要なときに必要なサービス提供を受けられる環境を確保すること。(可用性)

＜推進体制と責任＞

各適用部所においては、ISMS導入・維持のプロセスを通じて、各部所が有するリスクを評価し対応する体制を確立する。

適用部所における管理業務のISMS導入・維持に向けた活動を推進するために情報セキュリティ責任者の下にISO推進委員会を設置する。

また、内部監査チームを設置し、情報セキュリティポリシー及び諸規程への準拠性、並びにISMSの確立・維持状況の確認・点検を行う。

＜関連諸法規・諸規程等＞

情報セキュリティの目的を果たすため、情報セキュリティに関連する諸法規(倉庫業法、個人情報の保護に関する法律等)を遵守する。

また、当社の方針・諸規程(社員行動指針、情報セキュリティ管理方針、個人情報保護方針、情報セキュリティ管理規程、個人情報保護規程等)を整備・実施するとともに、必要に応じてそれらの内容の見直しを行う。